

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年 月 日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―三四―二四

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
	円	円	円	円	円	円	円
1 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	100,000
1 年以上 2 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	100,000
2 年以上 3 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	100,000
3 年以上 4 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	100,000
4 年以上 5 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	100,000
5 年以上 6 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	50,300	90,000
6 年以上 7 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	48,500	80,000
7 年以上 8 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	46,700	60,000
8 年以上 9 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	44,900	40,000
9 年以上 10 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	43,100	20,000
10 年以上 11 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	41,300	
11 年以上 12 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	39,500	
12 年以上 13 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	37,700	
13 年以上 14 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	35,900	
14 年以上 15 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	34,500	
15 年以上 16 年未満	412,200	366,700	307,000	249,800	183,700	33,100	
16 年以上 17 年未満	407,800	362,700	303,700	247,200	182,100	31,700	
17 年以上 18 年未満	403,400	358,700	300,400	244,600	180,500	30,300	
18 年以上 19 年未満	399,000	354,700	297,100	242,000	178,900	28,900	
19 年以上 20 年未満	394,600	350,700	293,800	239,400	177,300	27,500	
20 年以上 21 年未満	390,200	346,700	290,500	236,800	175,700	26,100	
21 年以上 22 年未満	370,800	329,800	276,700	224,800	166,500	25,500	
22 年以上 23 年未満	351,000	312,600	262,700	212,900	156,700	24,900	
23 年以上 24 年未満	331,700	295,900	249,200	200,900	147,600	23,900	
24 年以上 25 年未満	312,300	279,000	235,300	189,100	137,900	23,300	
25 年以上 26 年未満	292,800	262,100	221,600	177,300	128,700	22,700	
26 年以上 27 年未満	270,100	241,300	204,000	162,900	117,700	22,100	
27 年以上 28 年未満	247,900	220,900	186,900	148,600	107,300	21,500	
28 年以上 29 年未満	225,500	200,500	169,600	134,300	97,000	20,700	
29 年以上 30 年未満	202,700	179,700	152,000	120,000	86,000	20,400	
30 年以上 31 年未満	177,900	157,800	134,000	105,000	75,400	20,000	
31 年以上 32 年未満	153,000	135,900	115,700	90,200	64,300	19,400	
32 年以上 33 年未満	128,400	114,200	97,800	75,000	53,900	18,500	
33 年以上 34 年未満	90,300	82,300	71,800	55,900	39,700	17,600	
34 年以上 35 年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900	

## 備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において、「1項職員」とは第2条第1項の官職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の官職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の官職を占める職員をいう。
- この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の官職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の官職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の官職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の官職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の官職を占める職員をいう。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―三四の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。